

平成 22 年 10 月 2 日
内閣官房知的財産戦略推進事務局

模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) の大筋合意について
【海江田大臣(知的財産戦略担当)談話】

標記について、海江田大臣(知的財産戦略担当)より、別紙のとおりコメントが出されましたので、お知らせします。

【本件問い合わせ先】： 内閣官房知的財産戦略推進事務局

奈良(参事官)、佐野、水沼

電話(直通):03-3539-1820

FAX :03-3502-0087

模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の大筋合意について
【知的財産戦略担当大臣談話】

平成22年10月2日

- 1 本2日、東京で開催された模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の第11回関係国会合において、議論の大幅な前進を得て、交渉参加国・地域の間で模倣品の輸出・通過の規制を始めとする内容の大筋合意の確認に至りました。
- 2 ACTAは、我が国がその必要性を提唱し、政府の知的財産推進計画2010においても本条約の本年中の交渉妥結を盛り込んでおり、関係省庁が一体となって交渉を推進してきたものです。今回の大筋合意に至ったことは誠に喜ばしい限りです。
- 3 模倣品・海賊版の形態が複雑化・巧妙化しているため、既存の知的財産関連条約を上回る規律の強化が必要となっています。ACTAはこのための新たな国際的な法的枠組みであり、我が国の産業・経済の活性化にも資することが期待されます。
- 4 今後、ACTAの一日も早い発効に向け、政府を挙げて積極的に取り組んで参ります。さらに、ACTAの加盟国の拡大に向け、主要国・地域へ積極的に働き掛けること等を通じて、政府を挙げて引き続き国際的な知的財産権の保護の輪を広げて参ります。

知的財産戦略担当大臣
海江田 万里

(参考1)

模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA (Anti-Counterfeiting Trade Agreement)) の経緯及び概要

1. 我が国は、2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、模倣品・海賊版防止のための法的枠組策定の必要性を提唱して以来、知的財産権の保護に関心の高い国々（米国、EU、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、豪州、ニュージーランド及びモロッコ）とともに、ACTA構想の実現に向けて積極的に議論を行ってきた。2008年6月から、条文案に関する交渉を開始した。
2. ACTAは、増大する模倣品・海賊版による被害（OECD推計：2007年の模倣品・海賊版の国際取引額は2500億米ドル）に対し、侵害品の輸出差止め、輸入に加え通過や輸出の規制、映画盗撮の規制、コンテンツのデジタル化に伴い利用される技術的手段の回避行為の規制等に関する高いレベルの新たな国際的な法的枠組みを定めるもの。

模倣品・海賊版拡散防止条約 (Anti-Counterfeiting Trade Agreement) の概要 (参考2)

背景

- 模倣品・海賊版の形態が多様化・複雑化。(第三国経由の模倣品・海賊版輸出等)
 - 近年では、デジタル環境の発達により、「モノ」だけではなく、インターネット上の侵害も深刻化。
- ⇒これらに対処するために、①強力な法的規律の形成と、②国際協力推進、③執行実務強化を柱とした高いレベルの新たな法的枠組が必要。

経緯

- 2005年G8サミットで総理(当時)から必要性を提唱。日米共同イニシアティブの下、議論をリード。知財保護の志の高い国が協議に参加。
交渉参加国・地域:日本、米国、EU、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、豪州、NZ、モロッコ
- 2008年6月から条文ベースの交渉開始。これまで11回の交渉会合を実施。
- 本年9月23日から10月2日までの東京会合(第11回)において、10月2日大筋合意。

構成

I. 法的規律の形成 (※ 主なもの)

○国境措置

- ・輸入貨物に加え、輸出貨物・通過貨物への規制の拡大

○刑事執行

- ・不正ラベルの輸入・使用に対する刑罰
- ・映画の盗撮に対する刑罰
- ・侵害品の輸出に対する刑罰

○民事執行

- ・侵害行為による損害額の算定方法の整備
- ・権利侵害に介在する者に対する差止命令

○デジタル環境における執行

(インターネット上の侵害に対応するための規定)

- ・コンテンツの技術的保護手段(コピー・コントロール、アクセス・コントロール)の回避に対する規制

II 国際協力の推進

- ・当局間の情報交換を強化
- ・能力開発及び技術支援

III 執行実務の強化

- ・執行機関における知財専門家育成
- ・関連情報の収集及び分析
- ・公衆の意識向上(啓蒙)